

Rainbow Times



子どもの虹情報研修センター 10周年記念シンポジウム

「子ども虐待対応を考える：これまでの10年とこれからの10年」

センター開設10周年を記念して、センターの事業報告並びにシンポジウムを開催し、128名の方がご参加くださいました。

第1部 子どもの虹情報研修センターの10年とそこから見えてくるもの

まずはこの10年の事業についてセンター職員より報告しました。研修事業からは、各機関・職種における人材育成体系の必要性やセンター研修の変遷（H14年度10研修→H23年度27研修、参加者べ人数12,992人）について、研究・情報事業からはこの10年間で50タイトル超の研究報告書等が発行されたこと、Rainbow Timesを含め様々な情報の収集・発信を行っていること、専門相談事業からは、相談件数がH15年度の開始時76件に比べH23年度においては448件と約6倍も増加したことなどを報告しました。

第2部 シンポジウム「これからの10年の子ども虐待対応を考える」

津崎哲郎先生、西田寿美先生を司会に、司法・児童福祉・市区町村・社会的養護分野の4人のシンポジストから子ども虐待対応におけるこれまでの動向を振り返り、今後の10年の課題等についてそれぞれご発題いただきました。

まず、司法の立場・岩佐嘉彦先生から、これまでの日本の法制度について、様々な改正が重ねられてきたがそれらはつぎはぎであることは否めず、“児童福祉の理念”こそ論議し確立することの必要性が指摘されました。また虐待対応における司法的対応の重視は児相のケースワーク機能の後退につながるのではないかと懸念され、司法はあくまでもケースワークの補完であるべきと述べられました。

続いて、才村純先生より、虐待死亡事例の検証報告について詳細な説明とともに、死亡事例を減らすためにも人材の確保の大切さが指摘されました。虐待対応に携わるスタッフの数だけでなく、人材の質＝専門性の向上のためにもっと議論を重ね、児童福祉分野にコストをかける必要性が述べられました。

三番目は市区町村の立場から、鳥取県倉吉市の塚根智子先生より、子育て支援の取り組みについてご報告いただきました。人口約5万人という比較的小さいエリアを活かし、子育て支援が“生まれてから切れ目ない支援、顔が見える支援、ともに考える支援、みんなが孤立しない支援”につながり、これらが子どもの力を伸ばし、そして地域づくりにもなっていくという希望に満ちたご報告でした。

最後の発題は、社会的養護の立場から、石川県にある児童養護施設聖霊愛児園の安川実先生でした。「今も昔も子どもは変わらない」という言葉を皮切りに、子どもの存在そのもの、そして子どもの居場所を守り続ける大切さが話され、相手のことを考える時には、常に“自分のあり方”が問われているという先生の姿勢が伝わってきました。

ここでの論議を踏まえ、虐待防止に向けてセンターとしてできることを常に考え、これからも一層精進して参りたいと改めて気を引き締めました。

(南山)



子どもの名前の付いた法律・条例 in United States

アメリカには、被害を受けた子どもの名前の付いた法律(通称も含め)が沢山あります。例えば **Megan's Law(1994)** <性犯罪者情報公開法>が有名です。7歳の少女が近所に住む性犯罪前科のある男に暴行され殺害された事件からニュージャージー州で制定されたこの条例は96年に連邦法になりました。被害児の名前の付いた条例には、他の州へ広まっているものや連邦法に加えられたものもありますが、地域の条例にとどまっているものも多くあるようです。今回は、中でも14歳以下の子どもの関わった法律や条例をいくつか簡略的に紹介します：

- Amber Alert(1996)** <誘拐事件発生時警報> 96年にテキサス州で9歳の少女が誘拐され殺されたことから命名されたが、ジョージア州では **Levi's Call**、ハワイ州では **Maile Amber Alert**、アリゾナ州では **Morgan Nick Amber Alert** と呼ばれている。 **Jessica's Law(2005)** <12歳以下にわいせつ行為をした者には、終身刑、最低懲役25年、終身電子監視装置を着用などの厳罰を科す> 9歳の少女が性犯罪前科のある男に性的暴行を受け殺害された事件からフロリダ州で制定。 **Adam's Law(2006)** <性犯罪前科者の住居登録を徹底> 6歳の少年が81年にフロリダ州で誘拐され、殺害された事件より、06年に連邦法に制定。 **Jonathan's Law(2007)** <施設入所児の保護者は、児童の虐待調査や通院記録を全て見る権利がある> 7歳の自閉症の少年が、入所していた施設の職員により何度も虐待を受け殺された事件からニューヨーク州で制定。 **Chelsea's Law(2010)** <重大な強姦加害者は終身刑> 14歳と17歳の少女が、カリフォルニア州で性犯罪前科者に強姦され殺された事件から制定。 **Ethen's Law(2011)** <胎児への傷害や殺害に関する条例> 07年にノースカロライナ州で妊娠8ヶ月の女性が刺殺された事件から制定。 **Zahra's Law(2011)** <遺体の切断を重罪とする> 10年に10歳の女児の遺体の一部が複数箇所で見つかった事件からノースカロライナ州で制定。

そして今、法案が出されて話題になっているのが **Caylee's Law(?)** <子どもが行方不明になったり、死亡した場合、24時間以内に通報しなければ重罪>です。昨年フロリダ州で、2歳の女児が行方不明になり、その後遺体が発見されるという事件が起きました。母親は娘の所在を31日間知らなかったことがわかり、この事件はメディアに大きく取りあげられました。「行方が分からなくなった正確な時間の特定が出来ない場合はどうするのか」「子どもの死にショックを受けている親を犯罪者にしてしまうのではないかなど」の論議があるようです。

EUやカナダでも子どもの名前がつけられている条例がありました。どの地域でも、事件からの教訓を忘れないように、また追悼の意味も込めて子どもの名前がつけられていますが、日本では法律や事件に子どもの名前が付くことは考え難いことです。これには、いろいろなことが考えられますが、聖人や偉人の名前を付けることが多いアメリカに対し、人名の種類が比較的多いとされている日本では個人が特定され易いことも1つあるかと思えます。皆さまはどう思いますか？ (山邊)

★センターからのお願い★

退職・異動などに伴い、情報発信の停止・変更等ございましたらご一報ください。

guest1@crc-japan.net



企画・編集室(担当:南山) お気づきの点は下記まで…

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地 子どもの虹情報研修センター

TEL 045-871-8011 FAX 045-871-8091 Email info@crc-japan.net